

基発第0715第7号
平成22年7月15日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

算定期間中に使用者の責めに帰すべき事由によって
休業した期間がある場合の平均賃金の算定について

標記について、福島労働局長から別紙1のとおり照会がなされ、別紙2のとおり回答
したので了知されたい。

別紙1

福島労発基第3016号

平成22年6月21日

厚生労働省労働基準局長 殿

福島労働局長

(公印省略)

算定期間中に使用者の責めに帰すべき事由によって
休業した期間がある場合の平均賃金の算定について

今般、平均賃金の算定に関し、下記のとおり疑義が生じたので、御教示願います。

記

労働基準法第12条第3項第3号において、平均賃金の算定期間中に使用者の責めに帰すべき事由によって休業した期間がある場合は、その日数及びその期間中の賃金は、平均賃金算定の基礎となる期間及び賃金の総額から控除することとされているが、休業の開始日から終了日までの間に、労働協約、就業規則又は労働契約により休日と定められている日が含まれている場合、当該休日の日数は、休業した期間の日数に含むものと解してよろしいか。

別紙2

基発第0715号第6号

平成22年7月15日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

算定期間中に使用者の責めに帰すべき事由によって
休業した期間がある場合の平均賃金の算定について

平成22年6月21日付け福島労発基第3016号をもってりん伺のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおり。

なお、休業の開始日及び終了日は、当該休業に係る労使協定や就業規則の規定に基づく使用者の指示等により、個別の状況に応じて客観的に判断されるものであること。